

介護支援専門員実務研修受講試験の指定試験実施機関の指定について

介護支援専門員実務研修受講試験に係る指定試験実施機関について、介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の27第1項の規定により、次のとおり指定しましたので、お知らせします。

- 1 団体の名称 社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
- 2 団体の所在地 茨城県水戸市千波町1918番地
- 3 指定年月日 平成23年4月1日
- 4 指定の種類 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務

※ なお、試験の内容に関するお問合せについては、指定試験実施機関である「茨城県社会福祉協議会」へお問合せください。

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部
〒310-8586
水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内
TEL：029-244-4544
FAX：029-244-4543
ホームページ：<http://www.ibaraki-welfare.or.jp/>